

(仮称)厚木市健康づくり推進条例の骨子 (案)**1 目的**

この条例は、健康づくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、地域団体、保健医療関係者及び教育機関の役割を明らかにするとともに、市民の健康づくりのための基本的な施策を定めることにより、健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができる持続可能な社会の実現に寄与することを目的とします。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 健康づくり 自らの心身の状態等に応じた健康の保持及び増進を図るための主体的な取組をいいます。
- (2) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいいます。
- (3) 事業者 市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の団体をいいます。
- (4) 地域団体 市内において活動を行う団体であつて、営利を目的としないものをいいます。
- (5) 保健医療関係者 保健医療に関する専門的な知見を有し、市民に対して健康づくりのために必要な保健医療サービスを提供するものをいいます。
- (6) 教育機関 学校教育法第1条に規定する学校及び児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいいます。

3 基本理念

健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。

- (1) 自らの健康は自らつくることを基本として、市民一人ひとりが健康づくりの関心と理解を深めるとともに、自らの心身の状態やライフステージに応じた健康づくりに継続的に取り組むこと。
- (2) 市、市民、事業者、地域団体、保健医療関係者及び教育機関が連携を図りながら協力し、誰ひとり取り残さない健康づくりを推進するための必要な支援及び社会環境の整備に取り組むこと。

4 市の責務

- (1) 市は、前条の基本理念に基づき、健康づくりに関する総合的な施策を策定し、及び計画的に実施しなければなりません。
- (2) 市は、健康づくりに関する情報を収集するとともに、当該情報を市民又は関係団体へ提供し、これを共有することにより、健康づくりに関する意識の醸成及び向上に努めなければなりません。

- (3) 市は、健康づくりの推進に関する施策を効果的に実施するため、国、県及び他の市町村と連携を図るよう努めるものとします。

5 市民の役割

- (1) 市民は、基本理念に基づき、自らの健康は自らつくることを基本とし、健康に関心と理解を深めるよう努めるものとします。
- (2) 市民は、かかりつけ医（歯科及び薬局を含む。）を持つとともに、特定健康診査、がん検診、歯科健康診査その他の健康診査の定期的な受診等により、自らの健康状態を把握し、継続的に健康づくりを行うよう努めるものとします。
- (3) 市民は、地域、教育機関、職場等において行われる健康づくりの推進に関する活動に積極的に参加するよう努めるものとします。
- (4) 市民は、地域医療を守るため、緊急性が高い場合を除き、診療時間内の受診を心掛け、医療機関の適正な利用に努めるものとします。

6 事業者の役割

- (1) 事業者は、従業員の健康に配慮するとともに、従業員が健康づくりに積極的に取り組むことができる職場環境の整備に努めるものとします。
- (2) 事業者は、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

7 地域団体の役割

地域団体は、自らの活動を通じて、市民の健康づくりに寄与するように努めるものとします。

8 保健医療関係者の役割

保健医療関係者は、市民が健康づくりに必要な保健医療サービスを適切に受けられるよう配慮するとともに、健康づくりに資する情報の提供その他の方法により、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとします。

9 教育機関の役割

教育機関は、乳幼児、児童、生徒及び学生に対し、食育等の健康教育を通じて、心身ともに健康な身体づくりの推進に努めるものとします。

10 計画

市は、健康づくりの推進に関する施策を実施するための健康づくりの推進に関する計画（以下「健康づくり計画」という。）を策定するものとします。

- 2 健康づくり計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。
- (1) 市民の健康づくりの推進に関する基本理念と基本目標
- (2) 市民の健康づくりの推進に関する目標数値

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための必要な事項
- 3 市は、健康づくり計画の策定に当たっては、市民をはじめとする関係者から広く意見を聴くものとします。
- 4 市は、健康づくり計画を策定した時は、その内容を速やかに公表するとともに、計画期間の最終年に評価し、その評価の内容を公表しなければなりません。
- 5 前2項の規定は、健康づくり計画の変更について準用します。

11 健康づくりの推進に関する施策

市長は、健康づくりの推進を図るため、次に掲げる事項について実施するものとします。

- (1) 栄養・食生活に関する施策
- (2) 身体活動・運動習慣に関する施策
- (3) 休養・こころの健康に関する施策
- (4) 飲酒・喫煙に関する施策
- (5) 生活習慣病の予防に関する施策
- (6) がんの予防、早期発見及び早期治療に関する施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりを推進するために必要な施策

12 歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本的施策

市は、歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) むし歯、歯周病その他の歯科疾患の予防に関する施策
- (2) オーラルフレイル（心身の機能の低下を招くおそれのある口腔機能の虚弱な状態をいう。）の予防及び対策に関する施策
- (3) 乳幼児期から高齢期までの定期的な歯科医療機関の受診及び歯科保健指導の活用を促進するための施策
- (4) 口腔がんの予防及び早期発見に関する施策
- (5) 障がい者、介護を必要とする高齢者等に対する適切な歯科口腔保健を推進する施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な施策

13 財政上の措置

市は、健康づくりに関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとします。

14 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。